

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信!

No. 248
【発行・編集】
MASUKI 情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田2-6-25-113
TEL 090-3710-4815
FAX 06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

● 祝祭日には国旗を掲げましょう。卒業式には「仰げば尊し」を!

殉職自衛官に名誉を!



○美延委員 日本維新の会の美延でございます。どうぞよろしくお願いたします。
まずは、航空自衛官二名の方が殉職された件でお伺いさせていただきたいと思えます。
御存じのように、一月三十一日、石川県小松基地所属のF-15戦闘機一機が小松沖に墜落し、搭乗されていた航空自衛隊員二人がお亡くなりになりました。殉職されたお二人の自衛隊員の御遺族に心からお悔やみを申し上げます。
この件、防衛大臣は所信の冒頭で

3月10日衆議院安全保障委員会確定稿

先日、美延テル才議員(維新)に、殉職自衛隊員に名誉を。
① 葬送式には総理、だめなら大臣が出席。
② 叙勲を、
と質問してほしいと陳情。議員はさっそく行動!
唯一の不満は、「服務の宣言」の「この場で机をたたき」と打ち合わせたのに……。
冗談はさておき、報道によると岸大臣は殉職隊員の葬送式に出席されたと。美延議員に心より感謝!

F-15戦闘機の墜落事故について述べられておりましたが、改めて、今回の事件について、岸防衛大臣の御所見をお聞かせいただけますでしょうか。

○岸国務大臣 一月三十一日に発生した航空自衛隊小松基地所属のF-15戦闘機が墜落した事故につきましては、事故を受け、事故発生直後から関係者の御協力をいただきながら、陸海空全自衛隊を挙げて二名の操縦者の捜索活動を懸命に行っていました。二名の隊員が亡くなる残念な結果となりました。我が国防衛のために尽くしてきた最精鋭の操縦者であるお二人の貴重な命が失われたことは、防衛大臣として痛恨の極みであり、謹んで哀悼の意を表するとともに、御家族の皆様によりお悔やみを申し上げます。地元の皆様には御心配、御不安をおかけしているところ、二人の命を失ったという重大な結果を防衛省として重く受け止めています。

今般の事故を踏まえ、私から、事故発生後、全ての自衛隊の航空機に対して

飛行前後の点検を入念に実施するとともに、全ての操縦者に対して安全確認、安全管理や緊急時の手順について教育を行うように指示し、飛行の安全には万全を期しております。
また、引き続き、事故原因究明と再発防止策に全力を挙げるとともに、今後の自衛隊機の教育訓練及び任務体制の維持に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

○美延委員 そこはすっかり、よろしくお願いたします。
さて、松野官房長官が二月十四日の記者会見で、我が国の防衛のために尽くしてきた最精鋭の操縦者であるお二人の貴重な命が失われたことは痛恨の極みであり、御家族の皆様からお悔やみを申し上げます。事件の原因究明については航空幕僚監部に設置された事故調査委員会による調査が引き続き行われていると承知していると述べられております。
今後、このような痛ましい事故が起らないよう、先ほど岸大臣も言われていましたように、原因究明、そして、機体の回収はどの程度進んでおられるのか、しっかりと調査していただきたいと思えます。松野大臣の記者会見から一か月近く経過しておりますが、現在調査はどの程度進んでいるのか、進捗状況を教えていただけますでしょうか。

○増田政府参考人 答ええます。

今般の事故につきましては、委員御指
《次ページへ》

議会質問、議員、自治体等の報告

《前ページから》

摘のとおり、航空幕僚監部に設置されました事故調査委員会で調査を今も行っております。(略)そして、機体の回収につきましては、陸海空全自衛隊の搜索とともに、民間業者によるサルベージ作業に着手しまして、現在までに、垂直尾翼、エンジン、座席等の一部、計器類等を含む機体の全部、そして左の主翼を回収しております。特に、事故原因の究明に大きく寄与するのではないかと考えられますフライトレコーダーにつきましても、二月二十五日に回収がされました。現在、その回収されましたフライトレコーダーにつきまして、中に収納されていますデータ、これを基に事故の原因について解析しておりますが、この解析には技術的、専門的に一定の時間がかかるということが見込まれておりまして、解析がいつまでに終わるのかという見通しにつきましては、現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えたいと思っております。いずれにせよ、今申し上げましたフライトレコーダーの解析等も含めまして、しっかりとした事故原因を究明いたしまして、再発防止、これに努めていきたいと思っております。

○美延委員 しっかり調査の方をよろしくお願いたします。さて、私が聞き及んだ話によりますと、堵列がしき

たりとなり、階級の職務により弔砲の数が決まると聞いております。また、基地司令、中部航空方面隊司令官、総隊司令官等の参加により、部隊葬の規模が左右されることも聞いております。私自身は、殉職自衛官への政府の扱いも、これは大事な、大切な我が国における安全保障と認識しております。我が国の防衛のために殉職された自衛官には、御遺族のお気持ちを酌んだ上で、政府としても最高の弔いをしていただきたいと思います。

自衛隊員は、入隊時に、強い責任感を持って専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、国民の負託にこたえることを誓うという服務の宣言をされています。私は、残された御遺族のためにも殉職された自衛官には叙位叙勲をお渡しすべきだと思っておりますが、岸防衛大臣の御所見をお聞かせください。

○岸防衛大臣 自衛官に対する栄典は、任務に精励した功績をたたえ、改めて自衛官であったことの誇りと名誉を抱かせ、また、自衛官に対する国民からの尊敬を得る上でも重要であると考えています。自衛官が自らの危険を顧みることなく職務を遂行し、そして殉職した場合には、殉職時の状況により、生命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者などを対象とする叙勲が行われ、また、叙位につ

ても、国家に対しての勲功、功績のあった自衛官に対して行われることなっております。今般の墜落事故で殉職された二名の自衛官についても栄典である叙位叙勲が行われるよう、現在、殉職時の状況を確認するとともに、内閣府と鋭意調整を行っているところであります。防衛省として、我が国の防衛のため命を賭して任務を完遂している自衛官が、その個人の功績にふさわしい栄典を受けられるように、引き続き関係機関と協議してまいります。

○美延委員 岸防衛大臣、是非よろしくお願いたします。

さて、事故当日の状況を私が調べさせていただきましたところ、当日、一月三十一日の訓練飛行当時の天候は雨と雪、そして気温は十七時現在で三・四度、十八時現在で一・八度と発表されています。安全とは言えない気象条件の中でなぜ訓練飛行が実施されたのか、疑問が残ります。悪天候の中での訓練飛行が事故を誘発させた可能性もあると思っておりますが、防衛省の御所見をお聞かせください。

○増田政府参考人 お答え申し上げます。先ほども申し上げましたように、事故原因につきましては、今、事故調査委員会において調査が行われておりまして、現時点において特定のことについては予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきます。その上で、飛行の安全の確保は何よりも重要でございます。最新の気象情報などを基に訓練飛行の可否を判

断するほか、状況によっては見合わせるなど、飛行の安全に万全を期して飛行訓練を実施していくと考えております。その上で、委員の方からも御指摘のありました事故発生当時の状況でございますが、小松飛行場周辺はみぞれであったと承知しておりますが、視程は三キロ程度あり、訓練飛行を行うに当たって支障のない天候であったと聞いております。その上で、当日の訓練は四機編成で、四機の戦闘機が飛び立ったということでございますが、事故機は最後でございます。その四機のうちの三機は飛び立っていったということでございます。これが事実でございます。

○美延委員 しっかり調査していただきたいと思っております。今回の事件は、数ある事件の一つと片づけるのでは非常に私は問題があると考えております。連日報道にもありますように、中国軍機やロシア軍機の領空侵犯が常態化している中で、安全保障の拡充は喫緊の課題であります。しかし、近年は、著しく自衛隊退官者が増加し、逆に入隊志願者が減少している傾向にあります。このままでは、安全保障の拡充どころか現状維持すら難しいのではないかと容易に想像ができます。このように、未解決な上に、十分な弔いもされない事故がもし起これば、この傾向を助長する可能性もあるのではないのでしょうか。去る人が多く、入る人が少ない自衛隊の現状と、それをつくり出すいわゆる労働環境や組織文化について

どのようにお考えなのか、防衛省の御所見をお聞かせください。

○川崎政府参考人 自衛官等の採用状況につきましては、平成二十七年分から三十年代にかけては入隊者が採用計画数を下回っておりましたけれども、令和元年度及び二年度におきましては採用計画数を上回る入隊者を確保しております。ただ、少子化による採用対象人口の減少といった事情がございますので、自衛官の採用について、基本的には厳しい状況が続いているというふうに認識をしております。また、中途退職者につきましては、近年は年間約四千名以上の自衛官が中途退職をしておりますので、防衛力の中核である自衛官の人材流出の防止に向けて、これまで以上に取組を推進する必要がありますと認識しております。こういったことを踏まえまして、防衛省といたしましては、人材の確保を着実に行うべく、隊員の生活や勤務環境の改善、女性自衛官の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、処遇の改善、それからハラスメントの防止、あるいはメンタルヘルス施策といった各種の施策を推進して、自衛隊の魅力の向上を図っております。(略)

○美延委員 次に、ウクライナ情勢について伺わせていただきます。欧州各国は、ウクライナへの兵器支援の枠組みを広げております。スウェーデンやドイツは、長年紛争地域に兵器を送らないとしてきた原則を転換して、武

器の支援に乗り出しています。ドイツはこれまで、過去の戦争の反省から、武器管理法や武器輸出の政策原則などに基づいた武器の輸出を厳格に区別し、紛争地には送らないことを原則としてきました。ウクライナへの軍事支援も、当初はヘルメットにとどまっていた。しかし、ショルト首相は方針変換をして、対戦車砲千本、そして携帯可能な地对空ミサイルのステインガーを五百届けることを決定しております。スウェーデンやフィンランドといった、NATOに加盟していない中立国も紛争中の国に武器を提供しない原則を撤回し、加盟国でありながらロシアと関係が近いトルコも、民間企業がウクライナに軍事用のドローンの販売を容認したようです。そんな中、政府は一昨日の八日に防衛装備品の輸出入ルールを定めた防衛装備移転三原則の運用指針を改定し、ウクライナに防衛装備品である防弾チョッキなどを積んだ自衛隊輸送機を出発させたという報道がございました。防衛装備移転三原則は、そもそも、安倍政権時代の二〇一四年に、武器の輸出を原則禁止してきた武器輸出三原則に代わって閣議決定されたもので、平和貢献の推進や我が国の安全保障に資する場合は一定の条件を満たせば武器を含む防衛装備品の輸出を認めているものですが、防衛装備移転三原則の運用指針の改定内容について教えてください。

○萬浪政府参考人 今般、ウクライナ政府からの要請を踏まえまして、自衛

隊法に基づきまして、非殺傷の装備品等を防衛装備移転三原則の範囲内で提供することとしました。具体的には、防弾チョッキ、ヘルメット等でございます。このうち、三原則上の防衛装備に該当する防弾チョッキにつきましては、これまでの運用指針に掲げられておりました移転を認める案件、ここには直接該当するものがございませぬので、今般、運用指針のうち、防衛装備の海外移転を認め得る案件という項に幾つか限定列挙されてございませぬけれども、そこに、国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第六十六条の三の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転という文言を追記する改定をいたしまして提供を可能とし、御指摘のように、一昨晚、自衛隊機でそのものを目的地向けまして輸送を始めているという状況です。

○美延委員 (略) 先日、林外務大臣に私は本会議でロシア機の飛行禁止の件を質問させていただきましたが、改めて、もう一度質問させていただきます。緊迫度が増しているウクライナ情勢の中で、去る四日のG7の緊急会合ではロシアの今後の出方次第では更に厳しい制裁を科すということになったと聞いておりますが、こうした中、ヨーロッパ各国やアメリカでは、自国の領空内でのロシア機の飛行を禁止するという制裁を科す動きが急速に広まっております。昨今のウクライナ情

勢をめぐり、我が国も同盟国アメリカと歩調を合わせてロシア機の日本の領空内の飛行を禁止する制裁措置を講じるべきという意見が、いろいろなところで聞かれております。また、私がマスコミの報道で読ませていただきましたら、日本国内の日本航空さんとか全日空さんも、ロシアの上空を通過しなくて、例えばアラスカ上空であるとか、そういうところで行くことを検討しているというような報道も目にしました。(略) もう一度、先日の本会議に続いて林大臣に同じ質問をさせていただきます。私は禁止すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 今回のロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。明白な国際法違反であり、厳しく非難をいたします。この国際秩序の根幹を守り抜くために、国際社会が結束して毅然と行動しなければならぬと思えます。このことを示すべく断固として行動していきたい、こうした暴挙には高い代償が伴うこと、これを示していかなければならないと思っております。そうした考えの下で、我が国は、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、これまで迅速に厳しい措置を打ち出してきております。今お尋ねのございましたロシア航空機の領空内飛行を禁止する措置、これを含む更なる措置については、今後の状況を踏まえつつ、G7を始めとする国際社会と連携して適切に取り組んでまいりたいと考えております。

いわけですよ。中華人民共和国の政策であって、私たちは私たちの、私たちは独立国であって、主権の存する独立国であって、私たちの意思があるわけですから、向こうの言うことをそのまま、そのとおり、地図ならそれを転載して、これは転載しているんですよ、

中国の地図を、さっきの国土交通省は、そういうことであっては私はないと思います。ですから、もう一度しっかりとそこら辺よく考えていただきたい。この点に関しては、取りあえず一旦ここで終わりますけれども、ただ、一点言えることは、かつて日本が

中華民国と国交を持っていた時代、この台湾の地図であったり国土に関する表記、例えば面積の要件であったりそういうことを書いてあるもので、日本の当時の検定を通った地理の教科書には、中華民国と台湾は分けて書いてあります、あのときはちゃんと。ところが、今、一緒にしてしまっているんですよ。国土交通省のこの資料の中にも、この次のページには、中国の面積とかそういうのが出てくるわけです。それが、中華人民共和国の中に台湾省を含めた面積になっているんですよ、

今でも、昔は、中華人民共和国と我々が国交がなかった時代はちゃんと分けていたんですよ。なぜこんなことになってしまったっているんでしょうか。このことを今日は触れるつもりで言っているんじゃないんですけれども、しかし、やはりどうも向いている先が違ふんじゃないかと思えます。日本国民を向いて日本の政府が存在しているの

ではなく、北京を向いている日本政府ではないかというふうに私はやはり思っています。それがやはり今までの私たちの外交的なマイナスイメージをつくっているのではないかと思えますので、このときに取りあえず触れておいて、次に行きますね。

〔台湾〕、教科書の表記は

次にお聞きしたいのは、じゃ、今の教科書の地理で、台湾はどのように地図はなっているのかということをお伺いします。

○茂里政府参考人 お答えいたします

教科書の検定基準におきましては、外国の国名の表記は、原則として外務省公表資料など信頼性の高い資料によることとさせていただきます。また、外国の地名の表記につきましては、慣用を尊重するさせていただきます。このような表記の基準を踏まえ、各発行者におきまして、先ほどもありましたけれども、外務省ホームページにおける表記などを基に、教科書における台湾についての表記を行っているものと認識してございます。令和四年度に使用されている地理の教科書や地図帳におきましては、台湾と表記しているところでございます。

○和田(有)委員 信頼性に足る知識

がどうのこうのという表現が出てくるんですけれども、実態に合わないものを載せたって駄目ですから。先ほどの国土交通省のだって、これは中国の国内の行政区画、ただ、日本から見れば、じゃ、行政区画だからといって、

台湾でビジネスをしたい人が北京に行って何か許認可をもらうなんというところは到底あり得ない話で、それは台北に行かないとできないんですよ。これが実態というものなんですよ。ですから、信頼性というものは、やはり教科書検定の中で言われている信頼性というものは、台湾は台湾として、当然、別建てで書くべきだろうし、そういうことをきっちりやっていた方がいいと思つんです。教科書検定というのは、政治的、行政的意図が介入する余地のないものだ、こう言いますけれども、どう考えても、中国政府の言い方で書くとしたら、それは政治的な書き方になっているということに私は理屈でいくとなると思えます。そういう意味でいうと、日本の、日本人が学ぶ、日本人が学びつつ、今の時代、ちょっと、きつちりした、正確な表現じゃないかも分かりませんね。日本で勉強する日本の子供たちが使う教科書ですから、やはりそういう意味で、日本の中の政治的な中立性を求めるべきだろうと私は逆に思っています。このことはこの程度にしておきまして、

〔教科書と領土教育について〕

次にはお聞きしたいことは何かというところ、今回の教科書検定で、じゃ、そういうふうな中で何が起っているかというところ、領土教育についてお聞きしたいと思つんですが、どうも領土教育についてお聞きしようと思つていますと、歴史の分野で政府の統一の見解がどうも徹底されていないから、北方

領土や竹島、尖閣諸島については、地理探求、政治・経済は全て日本固有の領土と記述すべきところが、歴史分野においてはどうもそれが徹底されていない状況があるらしい。その辺について、どのようになっておられますか。

○茂里政府参考人 お答えいたします

新学習指導要領では、高校の地理科目や公民科目におきまして、北方領土、竹島、尖閣諸島について固有の領土として取り上げることとされており、そのことを踏まえた記述が全教科書においてなされてございます。他方、ただいま御指摘のありました歴史科目につきましては、科目の特性もあり、固有の領土として取り上げることまで規定されておりませんので、教科書においてどのように記述するかにつきましては、発行者の判断に委ねられているところでございます。科目による学習指導要領上の扱いは異なりますが、小中高の学習指導要領を通じて、領土に関する内容は充実されており、また、教科書における領土に関する記述も全体として充実しているものと認識してございます。

○和田(有)委員 ここは外務委員会

ですから、文科委員会ではありませんから深く議論するわけにはいきませんが、けれども、しかし、どうも私は合点がいきませんね。政府の統一見解があり、政府のはっきりとした方針があるのに、教科書は自由だみたいに関心してくるんですよ、おっしゃっているこ

とが。それではやはり独立国としての日本の主権はどこにあるんだと。本当にこの国はきちっと独立国としての威厳があるのかと私は思うんですね。そんなことを言っているから、いろいろと、後で別の形でお聞きしますけれども、中国や韓国から、教科書を検定したことに關して非難をされたり申入れがされたりすることになってくるわけです。やはりそれは、今私が申しましたように、政府見解があるのに、あとは自由ですみたいな表現になってくる。それはちょっといかがかと思うんですが、もう一回、そこら辺、いかがですか。

○茂里政府参考人 お答えいたします

す。御指摘のとおり、事実に基づきまして、学習指導要領においてしっかりと学校でどう教えるかということを決めるわけでございまして、教科書は、学習指導要領を踏まえて、それぞれの判断におきまして教科書を発行しているところでございます。いずれにいたしましても、領土問題につきましまして、学習指導要領でしっかりと教える、そして、それを踏まえて教科書でしっかりと教えるというような構造になってございまして、御理解賜ればと思います。

○和田(有)委員 領土教育に關してはそうだと。それをやはり歴史分野であろうが何であろうが一貫してやっていただけのように、学習指導要領を触ればいい話ですから。何度も言うように、ここは文科委員会じゃないので、

そのことを議論するわけにはいきませんけれども、地図から派生して、私は申し上げておきたいと思えます。

〔独立を守る教育〕

次に、では、今申しましたように、先般、三月これは二十九日かな、韓国政府がソウルの日本の大使館に対して、日本で、東京で、我が方、外務省に對して、中国は、中華人民共和国外交部は三月三十日の定例会見で、そして三月三十日、やはり東京にある中国の大使館から我が方に対して、教科書検定制度の結果について抗議をしております。要は、これはもう既に、皆さんは中立的だとか、文科省の皆さんは、これはどうだこうだと言っても、政治マターなんですよ。外交として言うてくるわけですよ、彼らは。そういうこともあるんですが、そういった検定結果になっているからこそ、私は今改めて、ウクライナ侵攻についてもしっかりと受け止めて、それを現場で教えていく必要がある。その中で、自国の危機というものを、危機感というものをあおるんじゃない、しっかりとそういうことを冷静に学ぶような教育をすべきだと思つんですが、そこら辺についてはいかがですか。

○鰐淵大臣政務官 お答えいたします

す。御指摘の件に關しましては、学習指導要領やその解説におきまして、領土と国家主権や、また、我が国の安全と防衛などに関する内容として取り扱われております。具体的には、少し長くなって恐縮でございますが、中学校

の社会科におきまして、固有の領土を持ち、対外的に独立を守る権利を持つ国家は、国際社会において、原則的に平等の地位を与えられており、全ての国家の主権が相互に尊重されなければならぬことを理解すること、また、戦争や地域紛争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成すること、また、日本国民は、憲法の平和主義に基づいて、戦争や地域紛争を防止し平和を確立するために率先して努めなければならない使命を持っていることについて自覚すること、このようなことを学ぶことになっております。また、高等学校におきましては、今年度から新たに必修科目となった「公共」におきまして、領土が国民の基本的な生活を保障し資源を確保する領域であることを踏まえ、領土に関する国際的な取決めに對して理解すること、また、領土問題については、国際平和の維持と安定のためにも、平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であること、また、様々なレベルでの国際協力など我が国の安全保障に向けて多角的な努力といった、我が国の防衛や国際社会の平和と安全に關する基本事項について、広い視野に立って理解すること、このようなことを学ぶこととなっております。各学校におきまして、こうした学習指導要領等の内容を踏まえて、児童生徒や地域の実情に應じて適切に取り扱われているものと認識をしております。

○和田(有)委員 私、今答弁を聞いて分かりました。学習指導要領を変えなきゃいけないですよ。適切に教えられていまずと言いますが、ウクライナで一方的に軍事侵略を受けて戦争をしかけられている国があるということ、平和憲法があるからどうだとか、平和を学ばなきゃいけないというようなことを更に超えて、私たちは現実を直視をして、いかに自分たちの国が危機にさらされるか、いかに守るかということを学ぶべきだと私は思うし、そのためには、学習指導要領から言われたから、学習指導要領を変えるべきだということに、今日の答弁で私はずびました。そういう方向でやっていただきたいと私は思いますが、ここで言ったって、何にも今、文科委員会でもないし、文部大臣が、末松先生が答えているわけでもないし、政策決定者がそのことを議論しているわけでもないから、これ以上聞きませぬけれども、今のままで、私は、ウクライナのことを他山の石として、私たちの独立を守る教育につながることは余り思えない答弁だと思いました。ということ、そこで、じゃ、学習指導要領に触れたので、もう一回元に戻って、教科書検定についてお聞きしようと思つんですが、何をくどい、あっち行きこっち行きと言われるかも分かりませんが、

〔教科書検定〕

教科書検定のことをお聞きします。今回の検定で、現代の国語という検定だったんですね。ここには文学作品は載せないと文科省が言っていたにもか

かわらず、文学作品を載せた教科書が通っちゃった。それをちゃんと守っていたほかの教科書会社は、おかしいんじゃないか、不公平じゃないか、こうおっしゃったんですね。そこら辺について、公平性を踏みにじるような、そういう状況が生まれたのではないかと思うんですが、そこについてはまずいかががお考えですか。

○茂里政府参考人 お答え申し上げます。ただいま御指摘のありました、現代の国語の教科書に小説が盛り込まれることは本来想定されていなかったものでございますが、学習指導要領上では、読むこと以外の教材として小説を掲載することまで一切禁止しているのではなく、当該図書につきましても、教科書検定審議会における審議結果に基づき検定合格となったものでございます。文部科学省といたしましては、各学校において、どの教科書を用いるにしても、今般の学習指導要領改訂の趣旨や現代の国語の科目の特性を踏まえた適正な指導が行われるよう、指導助言をしてみたいと思っております。

○和田(有)委員 どういうお答えをしているのか私には余り理解できないんですけども、どうも取れるようなお答えなんです。でも、現実には、ある社だけが、見た目からはどう考えたって常識から考えればおきて破りをやって、それでいいシェアを取っちゃって、何だ、こういうことになっている。そういう誤解を招かないよう

にやるべきだと思えます。特に検定に關しては、いろいろな方面からいろいろな角度で批判は出ます、この制度に關しては。それだけ不都合なる制度だと思っております。次に、同様の、同様と言いませんけれども、検定の中で、ある社の中学校歴史教科書がやたらいろいろな、何というんでしょう、細かい点について訂正申請が出てきて、最終的に、検定意見がいつばいつけられて、普通ならその程度は事前の修正のあれのやり取りの中で終えるものが全部一遍に出されて、一発不合格になったということがありました。これはやはり、どうも、これも公平性を欠いているんじゃないか。ほかの社とやるべきとやり方が違うんじゃないか。何かもう、目の敵のようにそれをやっているように見える。そういうふうに見る節もあります。そこら辺についていかがでしょうか。

○茂里政府参考人 お答え申し上げます。令和元年度の中学校歴史教科書の検定におきまして、四百五件の欠陥箇所を理由として検定審査不合格決定を行った件につきまして、これを違法とする訴訟が当事者より提起されているところでございます。教科書検定は、教科用図書検定調査審議会が学術的、専門的な観点から審査されるものでございまして、本件の不合格決定は、この教科書検定制度の下、審議会の答申に基づき文部科学大臣が適法かつ適正に行ったものであり、公平な、公正な

取扱いがなされたものと文科省としては認識してございます。

○和田(有)委員 私は公平であるとは思って取れません。そう思う方が結構たくさんいらっしゃる、だからこそ、いろいろな議論にもなっている。それはいろいろな背景があって、いろいろな角度からいろいろな議論は起こりますよ。でも、私が言ったような考え方でそのことを受け止め、議論される方は大変多いんです。そういうことも、公平性という観点からいうと、やはり受け止めておくべきだと私は思いますので、申し上げております。

〔政府統一見解と教科書記載〕

それで、次の質問なんですけれども、こういった中で、今回の教科書の検定がなされて新しい教科書に替わっていくわけですけれども、歴史教科書で政府の統一の見解に基づいた記述がなされていないものが幾つかある。はっきり言えば、河野談話の部分ではっきり言えば、河野談話の部分です。いわゆる慰安婦問題という言葉の使用であったり、そういった部分です。果たして、この歴史教科書で政府の統一の見解に基づいた記述がされていないということについて、どうお考えになっておられますか。

○鰐淵大臣政務官 お答えいたします。昨年の四月に、質問主意書への答弁書という形で、従軍慰安婦、強制連行等の表現につきまして閣議決定がされているところでございます。教科書検定基準においては、従来より、閣議

決定その他の方法により示された政府の統一の見解が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていることが基準の一つとされており、この検定基準は、政府の統一見解とは異なる見解を一律に排除するという趣旨ではございません。例えば、政府の見解に触れた上で、それとは異なる見解を示すことまでは否定はしておりません。今委員御指摘の歴史教科書につきましては、教科書検定調査審議会におきまして、このような検定基準を踏まえて審議した結果、修正により、政府の統一の見解についての記述がなされたことと判断されたものと承知をしております。

○和田(有)委員 修正がなされたとしている、こういうことなんです。果たしてそうなんですかね。それは、我々は、その審議会であったり、そういう教科書のどうこうについて、ここで言っているんじゃないですけれども、私は、どうも修正なされているようにも感じられないし、大体、まずそもそも、政府の統一見解なんて関係ないみたいに関えてくるんですよ、おっしゃっていることは。それではやはり、この国の主體的な一体性というんですかね、そういうものが保たれないような気がいたします。

〔韓国や中国の日本に対する批判について〕

これ以上聞いても、日中共同声明の議論と一緒に答えしか返りませんから、ここでは今日はもうやめておき

ますけれども。そこで、こういっただい
ろいろな議論がある中で、まさにウク
ライナの侵攻でも見られるいろいろな
出来事がある中で、日本への重大な主
権や人権侵害を続けるロシアや北朝鮮
の強硬姿勢を踏まえた中で、自国の危
機意識を醸成するような教育をつくら
なければならぬと私なんかは思う中
で、韓国や中国から検定に關してもい
ろいろなことを批判をされる、あるいは
台湾表記が曖昧に各省庁でなったり
する、そういうことが隙を与えていく
ような気がするんですが、こういっただ
いことに関して外務大臣は何かお感じに
なることはありますでしょうか。

○林国務大臣 台湾は、日本にとっ
て、基本的価値を共有し、緊密な経済
関係と人的往来を有する極めて重要な
パートナーであり、大切な友人であり
ます。台湾との関係については、今い
ろいろ御議論いただきましたが、しっ
かり我が国の基本的立場を踏まえなが
ら、引き続き、適切に対応していきだ
いと思えます。また、御指摘のあった
我が国の主権や領土をめぐる問題につ
いては、今後とも引き続き、我が国の
領土、領海、領空、これを断固として
守り抜く、そうした決意の下で、冷静
かつ毅然と対応してまいりたいと思え
ております。

【慰安婦像と日韓関係について】

○和田(有)委員 冷静かつ毅然と対
応をしていただきたいと思えます。次
に移ります。朝鮮半島情勢です。韓国

に新大統領が生まれて、そして、もう
じき、間もなく、韓国からも特使団と
いうんでしようか、皆さん来られると
いうふうにも伺っております。新大統
領とどう向き合うのかということ。そ
れともう一つ、いわゆるソウルにある
慰安婦像なるものに対して、我々は、
早く撤去をすべき、これは歴史的事実
に基づかない、ちょっと違う角度から
言っている。これはちょっと違うと思
って、我々は、あれはどけるべきだ、
こう言うわけですが、全然向こうは、
動いたんですかね、あれは何メートル
か、何か一回動いたときがあったん
ですかね、たしか。どうでしたか、ちょ
っと覚えていませんが、どける気配が
ない。まして言えば、韓国は日本の企
業の資産を接収しようとしている。こ
ういっただ大な状況にあるわけです。
そういう中で、全てウエルカムとい
うわけにはいかないだろうと思ってい
ますが、新しい大統領とどう向き合う
のか、そしてこの慰安婦像についてどう
なさるのか、お聞きします。

○林国務大臣 国際社会が時代を画す
る変化に直面している中で、健全な日
韓関係というのは、ルールに基づく国
際秩序を実現し、地域及び世界の平和
安定及び繁栄、これを確保する上で不
可欠であると考えております。また、
一連のICBM級の弾道ミサイルの発
射を含め、北朝鮮による核・ミサイル
開発が一層活発化する中で、北朝鮮へ
の対応を含めて、日韓米三か国の連
携、これは大変重要であるわけでござ

います。一九六五年の国交正常化以来
築いてきた日韓の友好協力関係の基盤
に基づいて日韓関係を発展させていく
必要があります。尹錫悦次期大統領
のリーダーシップに期待をするところ
でございます。日韓関係改善のため
に、尹次期大統領を始め、新政権と適
時適切なレベルで意思疎通をしていく
と考えてございます。そして、在韓国日
本大使館前の慰安婦像についてござ
います。二〇一五年の日韓合意により
まして、韓国政府として、日本政府が
公館の安寧、威厳の維持の観点から懸
念していることを認知し、適切に解決
されるよう努力するということを確認
をしております。我が国としては、こ
れまで累次にわたり韓国側に対して適
切な対応を求めてきておりまして、今
後も求めてまいりたいと思っております。

○和田(有)委員 毅然とした態度で
臨んでいただきたいんですけども。

私は、本気で日韓関係の改善を韓国が
図ろうという意思があるならば、ま
ず、慰安婦の問題、慰安婦像をどけ
る、それから、徴用工の訴訟につい
て、きちっと向こうが向き合う、何が
しかの答えをきちっと出す、そういう
ことをしてからでないと、我々は、今
のこの極東アジアの状況の中で我々日
米韓の緊密な連携というのは必要だけ
れども、やはりこれがまず第一条件だ
というふうな臨んでいただきたいと思
います。次に行きます。

【主権と竹島問題】

次は、竹島の話をお聞きしたいんです。
これは、韓国が実効支配してしまっ
ている。この竹島の対応に対して、例え
ば竹島の日であったり、いろいろな作
業をやったりするのを島根県という都
道府県はやっているんです。ところが
が、政府としてはなぜかできない、日
本国家としてその対応ができていない
と私は思っています。これはなぜこうい
うことになるのでしょうか。

○林国務大臣 竹島は、歴史的事実に
照らしても、かつ国際法上も我が国固
有の領土であり、韓国による竹島の占
拠は不法占拠でございます。政府とし
ては、引き続き、日本の領土、領海、
領空を断固として守り抜くとの決意の
下で毅然と対応してまいりたいと思っ
ております。その上で、御指摘の点を
含む竹島の日への対応については、諸
般の情勢を踏まえて適切に対応してま
いりたいと考えております。

○和田(有)委員 諸般の情勢とは、
あえて聞きますが、何でしょうか。

○林国務大臣 具体的な検討内容を明
らかにすることは、竹島問題に關する
今後の対応に支障を来すおそれがある
ことから差し控えたいと思いますが、
政府として、竹島問題について、引き
続き、日本の領土、領海、領空を断固
として守り抜くとの決意の下で毅然と
対応してまいりたいと考えておりま
す。

○和田(有)委員 私がいつも質問することは、大体こういうことで最後同じことの繰り返し、リフレインになってしまいますので、これ以上は、今日、時間がもうちょっとしかないので、行きますけれども。じゃ、私は思うんですけれども、なぜこれは、外交カードとして、強い外交カードを持って交渉に臨めないのか。それはもちろん、外交カードなんかには軍事力というのものもあるんですよ。しかし、それを外したとして何が足りていないのかと考えたときに、例えば、竹島もそうです、尖閣もそうです、いろいろな歴史的な事象に関して資料を集めて分析をし、きっちり研究をして、そしてその成果をアピールをしていく、そういうことをする機関を外務省が持っていないからそうなるんじゃないか。いろいろなところに委託をして研究してもらいました、いろいろな論文を書いてもらいましたというのはあるかも分らないですけれども、自らそういう研究機関なりそういうものを持っていないから、そういう、しっかりとした外交カードを切るような情報とか知識を出すことができないんじゃないかと私は思うんですが、その点についていかがお考えになりますでしょうか。

○岩本政府参考人 外務省としまして、我が国の領土、主権に関する立場につきましては、内閣官房を始め関係省庁と緊密に連携し、歴史的資料等による客観的な事実に基づいて国際社会に働きかけること、これが重要だと認識をしております。その一環として、領土・主権・歴史調査研究支援事業補助金により、我が国の研究機関による自主的な領土、主権及び歴史に関する調査研究、研究成果の国内外への発信等を支援しております。また、世界各国にあります在外公館による対外発信に加えまして、有識者や報道関係者の招聘、派遣、竹島に関する動画やパンフレット等の作成といった取組も行っております。最近では、今年四月に竹島問題の啓発のためのスマートフォンアプリをアップデートするなど、国民世論の啓発や国際社会への広報に強めているところでございます御指摘の点を含めまして、引き続き、我が国の領土、主権に関しまして戦略的に対応するための有効な方策を不断に検討していきたいと思っております。

○和田(有)委員 有効な手だてを考えていくと。補助金を出して研究してもらったりしているというんじゃないに、自らやはり外務省の中に資料編さん研究所とか何かそういうものをつくって、専門の専門官を置いて研究すべきだと私は思います。次の北朝鮮の制裁はちょっと次に回しまして、その次に行きます。ウクライナ侵攻で、今ロシアは戦争犯罪をしているんだ、こういうふう言われ、岸田総理もそのように言われております。そういう中で、我が国は、じゃ、戦争犯罪をしているロシアに対してどう向き合えるのか、そのことどう私たちは取り組んでいくのかということについてお聞きをします。

○加田大臣政務官 和田委員の質問にお答え申し上げます。まず、我が国といたしまして、ロシア軍の行為によりましてウクライナにおいて多くの市民が犠牲となっておりまして。そのことは極めて深刻であり、本当に受け止めなければいけませんし、強い我々も衝撃を受けております。こうした残忍な行為は真相を明らかにされなければならぬと考えております。ロシアの責任は厳しく問われなければいけないと考えております。我が国は、それにおいて、戦争犯罪が行われたと考えることを理由にいたしまして、ウクライナの事態を国際刑事裁判所、ICCに付託しております。既にICC検察官の方は捜査を開始しており、四月十三日にはキーウ近郊のブチャを訪問しておりました。引き続き、捜査の進展を期待しております。実際、このことにつきましては、まだまだ、我々につきましても、何ができるか、そしてどういうことをこれからやっていくか、和田先生の今の、先ほどの御指摘もそうなんですけれども、しっかりと受け止めていまして、日本政府としまして、どのようなことができるのかという点について、さらにもどのような支援ができるのか、あらゆる選択肢を検討させていただきます。お聞きをしたいと思います。○和田(有)委員 報道では、検察官をICCに派遣をして調査をするというふうな報道も出ておりましたが、その点はどうですか。

○加田大臣政務官 お答え申し上げます。お尋ねのICCへの検察官の派遣については、まだ決まっております。先ほど申し上げましたように、これはまた付託をして、いろいろな準備というものはやはり我々もしっかりとしていきたいと考えております。

《次頁末尾より続く》

のガバーを再び取り外し、ピストンを開ピストンの高さを調整するためのライナーの一枚がクランクピン軸受に噛み込んでいました。普段では先ず起こるはずのない作業ミスです。疲労困憊の中での一瞬の不注意がこうした大きなトラブルを招いたのです。幸い、熟練を要するこの損傷した軸受メタルの修復はベテランの操機手の手作業で遂行され再びピストンを復旧して、今度は無事主機の試運転を完了することができました。この間、誰一人として無駄口や作業ミスを非難する者はなく黙々と作業は続けられました。厳しい事態に直面した際、機関部の全員が渾然一体となって発揮された見事な修復作業であったと言えます。作業が終わり疲れた体を休めるのかと思いきや、当直要員を残しほとんど全員が日本海から吹きつける激しい吹雪の夜の街へ繰り出してゆきました。仕事にも遊びにも全てを集中し徹底することが、今ではもう懐かしいものになった当時の海員魂であったと言えます。

小石原健介「世界から見た日本」

日本の安全文化

5-6

現役時代の職責の中で最も重要なものは何かと問われれば、私の答えはたぬらわす「安全」です。「安全」はプロジェクトのならず企業経営や団体の組織運営において最重要事項で、その活動全ての総合評価指標であると考えています。

知床の遊覧船の海難事故など事故が発生する度に痛感することは、日本では大きな事故が発生し犠牲者が出なければ動かない。これは欧州先進国に比べ日本の安全文化の後進性を示しています。

わが国の「安全文化」への取り組みの中心は現場を対象としており、現場の安全確保のため定められた安全規則や作業基準をいかに遵守させるか、そのための画一的な対応に極めて大きなエネルギーが注がれています。そして事故災害が発生すると事故の再発防止よりも、まず労働安全衛生規則などに違反がなかった否かに大きな関心が払われ、現場の安全対策の欠陥が厳しく問われます。

欧州では安全文化の基本要素の中で「安全、衛生、環境」について次のように謳われています。安全文化では関連する標準や手法の中心に重点が注がれています。私がかつてフランスでの

ターンキープロジェクトの現場代理人として参加した、ドーバー海峡トンネルプロジェクトでは、所定の時期に提出する「安全、衛生管理計画書」の中味についての客先の承認が、契約条項により毎月の出来高入金金の支払いの要件となっていました。この一件からも欧州では安全に関連する標準や手法の中味をいかに重視しているかを窺い知ることができます。そして欧州では安全管理について現場の危険な状態を「ワニ」に擬して、マンガで分かり易く3つのケースについて説明がなされています。

ケースA 危険な「ワニ」に人間が槍をかざして立ち向かっている。
(危険と闘いながら身の安全を確保している。)

ケースB 危険な「ワニ」を囲いの中へ閉じ込め、出てこれないようにしている。
(危険な要因を閉じ込める対策をしているが、囲いを破ってワニが出てくる恐れがある。)

ケースC 危険な「ワニ」を縛ってどこかへ運び出している。
(危険な要因を完全に取り除くことにより安全を確保する。)

欧州における安全文化は言うまでもなくケースCで、関連する標準や手法により危険な要因を取り除くことを目指しています。

一方、わが国では統計的な災害発生原因の約60%が何らかの人の不安全行動に起因していると言われており、安全文化の基盤は、現場での安全の本動作、4S、安全ルールの遵守など現場で働く一人一人の安全意識、行動に関する「ヒューマン・ウエア」に大きく依存しており、ケースAもしくはケースBの段階といえます。

欧州における安全文化の特徴は例外なくトップは現場を熟知した現場主義である。他方典型的な肩書組織文化の日本ではトップとなれば現場へは足を運ばない。その結果、トップが「安全」を自らの問題として深く極めることなく、「安全」や現場の実態からは物理的にも心理的にも遠く離れ、安全文化への見識を欠いていることである。つまりトップの関心は安全よりも金銭的な利害を優先させる傾向が強いのである。

自然の猛威と海員魂

4-25

冬場の季節風による大シケの南シナ海、台湾最南端のガランピン岬からフイリピン最北端アパリを望む海峡、かつて魔のバシー海峡と怖られた海の難所では、次々と迫り来る山のような大波が、関西丸に襲いかかり、船首に激突して砕けた波頭が船橋までも包んでいました。戦後間もなく建造された老朽船の船体は今にも折れんばかりに大きな悲鳴をあげ、船橋では大和幸春船長以下当直航海士、古参操舵手が

必死に激浪と闘い続けていました。昭和39年12月、当時筆者は、関西丸、三等機関士として、立っていることさえ困難な機関室の中で、4時間の当直の間、床に固定されたパイプの回転椅子にかりうじて身を支えディーゼル主機の回転計を凝視しながら、絶えず燃料ハンドルの操作を行っていました。大波の狭間でプロペラが水中から飛び出して空転するとエンジンの異常な高速回転を招くことになるため、燃料ハンドルの操作には一瞬の油断もならず、眼の疲れで訪れる睡魔と必死で戦っておりました。異常高速回転が度重なるとエンジンが危険な状態になります。エンジンが停止でもすると舵が効かなくなると操舵不能となり、この大シケでは遭難に至ります。

バンコックからの復航であったこの航海ではハッチカバーの一部が激浪で破壊され船倉内へ浸水したため、積荷のメイヌ(とつものこし)が水を含んで膨張し船体は極めて危険な状態となっていました。悪戦苦闘の航海の末、関西丸は秋田県船川港へやっこの思いで帰港することができました。接岸し主機関の停止とともに機関室では機械の総点検と主機のピストン開放作業が行われました。不眠不休の疲労困憊の中で機関部員は誰もが無言で全ての作業を終了し、復旧後の試運転を行うため主機をターニングしたところ、大きな異音と衝撃が起こりました。直ちに復旧したばかりのクランクケース放したところ、

《前頁4段目に続く》

杉田謙一の歴史、時事研究

「草莽の記」より

<https://blazarakuten.co.jp/seimeisugita>

憲法記念日 2022. 05. 02

明日5月3日はいわゆる憲法記念日。

明治憲法の占領下での改正がなされた日です。占領の最中に占領統治者が統治しやすい定めを作るのは世の定め。もしウクライナがロシアの統治下にはいる事態があれば半植民地化を推進する法的根拠を定め担保したうえで、その枠内で被占領国民の自由や権利を保証すると謳ってでしょう。然しハーグ陸戦法規にはそれを禁止している、よって日本人がこれを自ら制定したとするポーズを入れ込み、占領統治法というべき法を定めしめた、なんと愚かなことか。

ウクライナ国民の自由や平等をセーブしてロシアへの忠誠を宣言させてその枠内で自由や平等さらに基本的人権を付与するでしょう。傘にその実例となったのが日本国憲法。致し方なきこととはいえ占領解除の地には当然明治憲法に再登場させて社会現況に合わせた改正をすみやかにすることが法理。この憲法是正行為をサポートした行為は今の今まで尾を引いている。過ちを正すにはもう時間の猶予はない。わが国の憲法は聖徳太子が推古12

年4月に定められた17条の憲法が根幹。主世間になり荒くれ物の武士の規則として17条では足りぬと、その2倍の34か条で作ったの信義は全く消滅、一刻も早く明治憲法第二回目の改正を急がねばならない。

国際社会において、規則、法規、条約、ルール・・・そんなもの何の役にも立たない。そのことを学校でなぜ教えない。「平和を愛する諸国民」アホカ！もちろんすべての国がそうだしは言わないが。 マスキ

自主自立憲法の制定 に向けて 2022. 04. 13

「9条にしがみついて国は守れるのか」この大きなテーマに回答をしめさず躊躇し続けた結果、我が国の領土尖閣が脅かされる現状を生んでしまった。さらには我が国を取り巻くチャイナやロシア北朝鮮などの核保有覇権国家を生じせしめた。

敗戦と占領の異常時に作られた日本国憲法は、日本が戦後復興に進むために確かに防衛費節減のための根拠として利用できた成果があった。しかしその弊害はもはや小手先の詭弁では世界の動きに対処できないという現実を生みだしてしまった。

原発安全神話同様に9条安全神話に浸りきった日本。われらを取り巻く諸国民の公正と信義を信頼することを強要されて今日までできたがもはや世界の現状は70年前とはすっかり変わってしまったっている。

原発の耐用年数を無視し続け、安全性を信じ、電源崩壊などありえないと危機意識を封殺してきた結果がメルトダウンの現実を生んでしまったごとく米国に国防を任せておけば日本に危害はくわえられないとする無根拠な危機意識封殺の油断が何を引き起こすか、もう国民はわかってしまったことではないか。

国連は中露2国が国連五大国の特権拒否権を盾に国連加盟国が何ら国際紛争解決に手出しできない枠組みを完全に確立してしまっている。もうこれ以上の防衛軽視、改憲へのモラトリアムが何をもたらすか、多くの国民は気づいてしまった、祖国を防衛するのは国連でもなければ米国でもなく日本人自らさなねばならぬことであると。

ウクライナの国民が自由民主の価値を守るため、生命尊重以上の価値が国家にあると示してくれたその必死の行為を称賛し、わが国会も万雷の拍手を送った、もはや、改憲は国是となったといえよう。

日本の主権回復70年の4月28日を間近にして、覚醒した国民と与野党。今地殻変動が確実に起きていると思っ。

かつてはマルクス主義や9条信仰者に日本人の精神が覆い隠された時代も

あったがとくに大学ではマル経は消滅、社会党は過去遺産となり9条信仰はたんなる観念論となった。政界ルネッサンスも進みつつある、主権回復70年の時を機に、国家を思うエネルギーを結実すべき時がやってきたといえよう。

戦後の空想的防衛意識を払しょくしまつような歴史を取り戻して現実を直視した新たな堂々とした日本人の国づくりをなす時が来た。

目覚めた日本人の感性を結実する防衛指針、自主自立憲法の制定に向けて与野党の真摯な議論を期待してやまない、僕ら民間も大いに発言をなしていきたい。

嗚呼沖縄戦の学徒隊 2022. 05. 11

「嗚呼沖縄戦の学徒隊」金城和彦氏著を読み始める、村田春樹先生の紹介の書

12歳から17歳の学生さんらが軍に入隊していかにかに立派に戦い倒れていかれたかが克明に記載されている。驚いた。なんと立派な青少年であるのか、会津の白虎隊に涙したあの感動に勝る圧倒的な姿勢と使命感。勇気あふれる思いと行動に涙が止まらない。これが本当の沖縄戦であったのか。

こうした尊い命が今の我らの生活をもたらしてくれているのか、平素不平不満を抱いている己が実に情けなくなる。心して生きねば。思いを深くせざるを得ない。

各位、各団体からの感想・意見・報告

従妹は福井県教組（日教組 福井支部）執行委員長！

5-4 増木重夫

母と叔母の立て続きの葬儀で帰省。従妹の一人と20年ぶりに会う。よくスキーに行ったり、年は10歳くらい違うが、気が合うヤツ。彼は中学校の社会の先生。そして、「今何してる。」私はどこに赴任しているかを聞きたかった。そうすると福井県教職員組合の執行委員長、連合福井の副会長だという。私が何をしているか、うすうす周囲から聞いて知っていたのだろう、怒鳴られることを覚悟しているのか、恐々話した。葬式の中であり、込み入った話もできないが、大枠は話せた。

私は、大阪の教組には手を焼く。解放同盟や市職労とつるみ違法政治活動に動んでいる。大阪は中学校の学力テスト全国1〜2位、ケツから。私はすべて日教組のせいとは言わないが、かなり責任があると思う。などと話した。そもそも組合は学力に価値を置いてないが、でも私は学力はその人の価値観の重要な部分である。と主張してきた。そして、福井は学力全国1〜2位。上位から。子供の学力には地域の環境が大きく影響する。教育界（教委等の行政、組合）、家庭、地域のおばちゃんたち。プラスにおいてもマイ

ナスにおいても環境の影響は大きいと思う。マイナスが組合のせいなら、プラスも組合のせいだと言わざるを得ない。従妹はその執行委員長。ほんの少々、自慢。

従妹とはほとんど意見が合い、相違点はこの日の段階では見当たらない。しいて言えば、先生が忙しいか暇か。ただこの件に関しては弊会の辻理事長とも意見が合わないが・・・。

私の母校は「お前の学校へ行くくらいなら軍隊がまだまし」と言われた「成和中学校」。合唱やプラスバンド、バスケットや陸上、全国1位がゴロゴロ。もちろん公立。そして「福井県立高志高校」東大二十余人、団体、インターハイ出場ゴロゴロの文武両道の進学校。（ちなみに私はインターハイ全国

4位）私は母校を誇りに思うしすぐに自慢する。そこでしこかれたから大概のことではくじけない、何があっても乗り越えられる自信がある。

私の教育活動の最終目的は日本中の中を「成和中学校」に創りかえること。そんな話をしたら、「その話を子供たちに聞かせたい。」と従妹は言う。オレが組合で、従妹が百人の会で相互に講演したらみんなひっくり返るで。などと話した。

最後に、最近「スキー行ってるの」と話したら、最近はゴルフだということ。ふざけるな、組合がブルジョアの真似

スナナ！と言って別れた。

一度話したことがあると思うが、福井の組合組織率はほぼ100%。校長も組合員。ただ、活動内容が親睦団体に近い。だから叔母の葬式にも組合員がぞろぞろたくさん来ていた。そして従妹は「大阪は組織率が低いだろう」と言う。要は福井は100%だと自慢したいわけ。バカ野郎、大阪と福井では濃さと気合が違う。目的と質が異なるのだ。一度近いうちに会っているいろいろ詳しい話を聞こうと思う。ひよっとする

とそこには、組合の理想の姿があるのかもわからない。弊会特別顧問、中山成彬元文部科学大臣は言った。「日教組は癌だ！」これは少々ショートカットで、正確に言うと「違法行為を屁とも思はない日教組は癌だ！」

日教組を全否定してはいけない。まともな日教組の話はきちっと聞かなあかん。

わが国が直面している最大の脅威とは

加瀬英明先生のフロググより 5-6 典中正之

今日も、全面侵攻するロシア軍にウクライナ国民がよく耐えて、抵抗している。ロシアの蛮行に対して深く憤るとともに、勇敢なウクライナ国民を励ましたい。

今年には東北大地震の11周年に当たるが、これは天災ではなく、人災だ。ウクライナ国民はウクライナのためだ

けでなく、自由世界のために、日本のためにも戦っている。

世界に2つの独裁体制のもとにある、不法国家がある。ロシア、中国だ。今日のウクライナは、明日の日本になりかねない。日本にとってウクライナ危機が、台湾・日本有事の前起ったのは、天佑神助だったと感じた。ロシア軍がウクライナに殺到した時に、神々がいまだに日本を見離されていないと思った。これで日本は覚醒する。天の神、地祇のたすけだ。もし、日本がこの衝撃によって目覚めることがなければ、天罰が下り劫火によって焼かれることとなる。

独立国家は自主のうえに成り立っている。他国に安易に、国防、エネルギー、食糧の供給などを、依存してはならない。平和が何よりも尊いと信じる人々は、日本の平和と国民の生活を守るために、日々、努めなければならぬ。そのような努力を怠って安逸な生活を貪っているのであれば、平和という貴重な宝を失うことになる。

自衛隊は日本を守る最後の楯である。それなのに、わが国が国防に真剣に配慮することがない



めに、人員、制度、装備、弾薬量のどれをとっても不十分であって、寒心に耐えない。陸上自衛隊は法律で13万人と定められているのに、2万人も不足している。自衛隊ではなく、「平和憲法」が日本の平和を守っていると思えるのは、迷信ではない。世迷言(よまいご)だ。現行憲法では戦争を抑止することが、まったくできない。

ウクライナ危機によって石油天然ガスの価格だけでなく、食品価格が高騰している。私はロシアが中東と並び産油国であるために、「雪が降るサウジアラビア」と呼んできた。ロシアとウクライナを合わせると、世界の小麦の30%、トウモロコシの18%を供給している。コロナ・ウィルスの猖獗(しょうけつ)に加えて、気象変動を理由として性急にゼロ・カーボン社会をつくる混乱が重なって、高度に国際化してきた経済システムがほころびつつある。国民生活をさらに圧迫しよう。“飽食の時代”だといって、食物が尊いという意識が希薄になっている。罰当たりだ。食糧の自給率を高めなければならぬ。

日本経済の活力を維持するために、信頼できる自前の電力を確保しなければならぬ。いま安全な原発の再稼働が求められている。いったい日本がいま直面している最大の脅威は、何だろうか。中国でも、北朝鮮でもない。日本が占領下であった時に、日本の力を削ぐことをはかって強要され、日本の手足を縛っている現行の憲法こそ

が、日本が直面する最大の脅威である。

日本を守るために、憲法改正を急がなければならない。

引揚者の真実

大阪府吹田市 生駒妙子

友人の生駒妙子(吹田市在住)さんから、「姉が亡くなる前に私に送ってきた手記がある。」という話を聞き、さっそく読ませていただきました。終戦時の引き上げの様子がよくわかります。今のロシアのウクライナへの対応、終戦の頃のロシアと何も変わらない。真に「ロスケ」です。

皆さんも読んでみてください。タイムスリップします。(以下、原文のまま)

増木

終戦、私は国民小学校四年生でした。父が北朝鮮の旭化成工場の技術者として勤めていましたので、引揚者なのです。学校では授業はなく手旗信号やモールス信号、避難訓練の毎日でした。帰宅すると千人針をして歩きました。終戦前には空襲が激しくなり、ラジオで終戦のニュースを聞きました。皆で泣きました。そして、日本人社宅には火をつけて焼き、貨物列車で永安という町を脱出しました。しかし、父が技術者である為、一年間北朝鮮の工場で行員達の指導をしてくれるよう、金日生主席に言われ、私達は、残されました。

引揚げ船最後で昭和二十一年の冬でした。三十八度線に行くまで、やみ船の漁船を待つ為、収容所にいました。夜にはロシア兵が、略奪に来ました。女、子供は、コウリヤン畑に逃げました。弟や妹が小さかったので、泣かないよう、とても苦労しました。見つかったら殺されるのです。食べ物はなく、父が腕時計を大根と少しのお米に交換して、水の中に大根とお米が入った水の多い食事でした。

やみ船は、三十八度線の途中までしか行かないので、母は、妹をおんぶして、父も妹をおんぶして、私は、弟の手を引いて、雪の降る中歩きました。お腹は減るし、寒いので、妹や弟達は泣きながら歩きました。途中で朝鮮の人達がお墓の前で、ごちそうを食べていました。私たちの姿を見て「ごちそうを一緒に食べていきなさい」と言っていて、とても親切にしてもらいました。別れる時「日本に無事に帰ってね」と言われ、泣いて別れました。

三十八度線に着くまで病気、栄養失調で、目の前で死んでしまう人、子供(死んでいるのに抱いている)お母さん、死んだ人をそのままにして歩いている人。私達家族は皆無事でした。三十八度線でアメリカの収容所に連れて行かれ、頭から全身DDTで消毒され、引き揚げ船を待ちました。食事は、カンパン一枚にスープが少しでした。

上陸したのは、博多でした。婦人会の人達が、おにぎり一個ずつ下さいました。串間まで列車で帰るのに時間が

あったので、食堂に入って「好きなものを食べなさい。」と言われたので皆、たくさん食べました。が、その後が大変でした。お腹が痛くなったりしたのです(お金があったのは、ロシア紙幣を日本紙幣にして)持っていたそうです。

話しは前後しますが、終戦後に住んでいた民家の裏に、とてもきれいな高原がありました。いつもきれいな花が咲いている所でした。日本兵の捕虜が脱走して来たら、ロシア兵が銃殺する音を毎日聞きました。

小学校四年生の時に体験したことです。未だ忘れられることはできません。戦後50年、中国、朝鮮と離散家族を出し、青春と命を捧げた人達、今の映画「きけ!わだつみの声」を私も以前に観ました。伊豆はじめ主演の映画でした。雅美も修学旅行で知覧に行くとのこと、この間も人間魚雷、特攻隊の話をしました。私も知覧に行つてみたいと思っています。

雅美が「おばあちゃん、どんなこと書いているの?」と聞くので「読んであげるね」と言って読みましたが、途中涙が出て読めなかった。雅美が「自分で読むから、おばあちゃん、泣かないで!本当に大変だったね」と言いました。

とりとめのない文になりましたが、まだまだ書きたいことはあります。が、これまでにしておきます。いつかまた書き留めたいと持っています。

私の体験は、映画「人間の条件」の内容と同じ体験でした。

連合艦隊、各艦の予定、活動報告

NPO法人百人の会

私事、事務局長増木、今年の2月26日、車のドアから落っこち、左肩筋肉断裂。医者曰く、重症。日々の生活にはほとんど影響はないのですが、それでの月1日、済生会吹田病院で手術予定です。主治医はお茶の水博士そっくり。鉄腕アトムになって帰れそうです。7月10日ごろまで入院とのこと。百人の会開店休業、ごめんなさい。ただ、ネットは使えるようなので(入院してみないとわからないが)、日々の活動はできると思うのですが.....

台湾人日本国籍確認訴訟支援の会

●台湾人日本国籍確認第1回控訴審
期日 令和4年5月23日 15:00
(多分抽選14:20に抽選締切)
会場 東京高裁101号室
(地裁と同じ建物)
報告集会 弁護士会館507号室
(裁判所真裏) 裁判終了後
※「存じのよみ」5-22~24日、米國バイデン大統領が来日されます。裁判所は日本の中枢地区であり、かなり混乱、こった返すと思います。また、何かの規制、変更がある可能性があります。

もありますので、傍聴される場合、事前に事務所まで確認してください。
090-3710-4815 (ダンスキ)

大阪おばちゃんの家

●退職手当支払差止等請求事件
第7回公判口頭弁論
期日 5月31日 11:00
会場 大阪地裁806号

編集後記

教育って何?! 増木重夫
5-18

次の新聞記事を見ていただきたい。

「豚の餓死事件」でわかる日本の畜産動物保護が最低ランクな理由
4/23(土) 10:30配信
sippo

痩せ細った豚。日本のある養豚場で、飼養放棄をされた豚たちが飢餓に苦しみながら死んでいった

2019年、日本のある町で人知れず、35頭の豚が飢餓で苦しんでいた。豚たちは痩せ細り、骨が浮いて見え、毛がボサボサになり、人間が見えろと檻に手をかけて2本足で立ち上が

り、必死で鳴き叫ぶ。餌箱はからっぽ、水が与えられている形跡もない。35頭の豚のうち、生まれて間もない赤ちゃん豚は10頭で、この赤ちゃんたちは一緒に入れられている大人の豚たちに踏み潰されないように逃げ惑っていた。

すでに21頭が死亡し、死体は放置されていた。生き残っていた豚たちはこのあとすべて死亡した。餓死したと考えられる。誰も豚たちを救えなかった

この養豚場は私たちから見ると完全に破綻していた。この養豚農家は餌を購入できないわけではない。それでも十分な餌を与えなかった。水も与えられておらず、地面は乾いていて尿をした形跡がほとんどなかった。死体が置かれミイラ化していく檻の中で、餌がなければ、自分も同じ運命になることを豚は予見できる。豚はとても頭がいいのだ。

つまりこれは、豚の多頭飼育崩壊だ。この豚舎自体は今使われていないが、この管理者は今でも養豚に関わっている。#####

原稿・回封資料の募集、メール配信について

本紙に掲載ご希望の論文、情報等ごんどんメールでお送りください。また、弊紙は郵メールで発送し、重さ制限は50gです。まだ10g程度余裕がございましたので、資料等の同封が可能です。ご相談ください。

●弊紙は購読料は頂戴しておりませ

活動資金の協力をお願い
郵便振替 00980-8-245647 MASUKI情報デスク
口座 099-0245647 MASUKI情報デスク
三豊UFJ銀行 中野支店 0044349 増木重夫